基準点から一五三度四二分二四秒
一〇四七・〇四〇メートルの地点　一号
標柱一号から三四一度五二分四二秒
一一四・七〇八メートルの地点　二号
標柱二号から三〇三度〇分四六秒
三九・五三〇メートルの地点　三号
標柱三号から三四八度四八分一秒
八九・八五三メートルの地点　四号
標柱四号から四三度二九分四四秒
四三・七六七メートルの地点　五号
標柱五号から九三度五一分三四秒
九四・七一五メートルの地点　六号
標柱六号から一六七度四七分五〇秒
七八・六五二メートルの地点　七号
標柱七号から一八七度一九分三三秒
一五三・三八七メートルの地点　八号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五反田川、太田川支川七四及び太田川支川七五

(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一三九度二四分四七秒
九六八・八一七メートルの地点　一号
標柱一号から二九五度七分五四秒
七二・九三九メートルの地点　二号
標柱二号から三二九度五四分二四秒
六五・八九六メートルの地点　三号
標柱三号から三三九度九分三二秒
一五三・二三三メートルの地点　四号
標柱四号から四七度五七分二九秒
七九・一八六メートルの地点　五号
標柱五号から一二三度三〇分二秒
一二一・四六五メートルの地点　六号
標柱六号から四九度三四分二一秒
七六・六〇八メートルの地点　七号
標柱七号から三三八度三分四七秒
一六〇・二一三メートルの地点　八号
標柱八号から三四八度三分三七秒
九三・六五一メートルの地点　九号
標柱九号から六三度二四分〇秒
九一・二八七メートルの地点　十号
標柱十号から一四六度二分三八秒
八二・一三一メートルの地点　十一号
標柱十一号から一五四度一〇分二五秒
一六五・四四五メートルの地点　十二号
標柱十二号から一五九度五一分二一秒
五四・三七〇メートルの地点　十三号
標柱十三号から二二八度一四分三四秒
一〇五・九六三メートルの地点　十四号
標柱十四号から一三七度一三分二八秒
四三・一〇四メートルの地点　十五号
標柱十五号から一六九度四四分二五秒
四二・七二八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一八三度五一分四秒
三三・五三〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から三〇三度四三分四七秒
三四・七八四メートルの地点　十八号
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川支川七三

(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三一二度三一分一九秒
五六四・九六六メートルの地点　一号
標柱一号から二二〇度四四分四六秒
二一・四四九メートルの地点　二号
標柱二号から二〇三度三七分四六秒
四・三六六メートルの地点　三号
標柱三号から二五四度三分五五秒
三六・八〇三メートルの地点　四号
標柱四号から二八六度一七分五七秒
二三・七六六メートルの地点　五号
標柱五号から三〇八度一三分一七秒
一五・〇一九メートルの地点　六号
標柱六号から三三六度四〇分五秒
八七・八一五メートルの地点　七号
標柱七号から四五度二七分一〇秒
二四・二四五メートルの地点　八号
標柱八号から一〇八度三八分四〇秒
三二・四五三メートルの地点　九号
標柱九号から三五六度三九分五八秒
三八・六九〇メートルの地点　十号
標柱十号から五〇度一四分一五秒
二一・三〇二メートルの地点　十一号
標柱十一号から一一四度二五分九秒
六八・七〇二メートルの地点　十二号
標柱十二号から一二二度三五分二六秒
二九・三四五メートルの地点　十三号
標柱十三号から二〇七度一〇分三三秒
五三・九四五メートルの地点　十四号
十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古川右支渓三

(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二十二年国土交通省告示第二百九号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と三号を平成十八年国土交通省告示第千四百四十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三三一度一〇分一〇秒
八二九・四四三メートルの地点　一号
標柱一号から一三五度三三分一三秒
七三・二五二メートルの地点　二号
標柱二号から二〇六度四三分二八秒
二八・九一九メートルの地点　三号
十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
迫田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三五四度一四分三五秒
七七七・七六八メートルの地点　一号
標柱一号から二五八度五七分三三秒
二六・一〇八メートルの地点　二号
標柱二号から二七三度五〇分四九秒
三八・二七六メートルの地点　三号
標柱三号から三二八度四八分三一秒
七〇・三五二メートルの地点　四号
標柱四号から三一九度四一分一三秒
一四八・一九二メートルの地点　五号
標柱五号から四五度三七分四五秒
二八・三四〇メートルの地点　六号
標柱六号から一一五度二二分一二秒
一九〇・一九七メートルの地点　七号
標柱七号から三一五度〇分七秒
五八・一四三メートルの地点　八号
十四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川支川七一

(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から七度五七分三〇秒
一一二五・三三七メートルの地点　一号
標柱一号から二五五度三五分三七秒
三一・二六二メートルの地点　二号
標柱二号から一七三度五三分五六秒
三二・六三九メートルの地点　三号
標柱三号から二二四度四二分五六秒
六一・三六〇メートルの地点　四号
標柱四号から二八五度六分六秒
一六・四二〇メートルの地点　五号
標柱五号から三〇二度六分五〇秒
二一・二九四メートルの地点　六号
標柱六号から一一度四六分四三秒
一三・二一二メートルの地点　七号
標柱七号から二七四度四分五四秒
一九・〇九三メートルの地点　八号
標柱八号から一九四度三分四八秒
七・二一〇メートルの地点　九号
標柱九号から三一八度一一分一秒
二一・二一二メートルの地点　十号
標柱十号から三三二度一分二一秒
二三・一八六メートルの地点　十一号
標柱十一号から三四四度四六分二秒
四四・二〇七メートルの地点　十二号
標柱十二号から三二一度五八分三九秒
六五・四九五メートルの地点　十三号
標柱十三号から四〇度四〇分一六秒
二二・二四九メートルの地点　十四号
標柱十四号から九五度四分一三秒
一一・七三七メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇三度二三分五一秒
六〇・一八〇メートルの地点　十六号
十五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳴沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部南四丁目一九九六番地内四等三角点可部南を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域